

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年7月30日 13時05分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港南西方沖 林崎港第5号防波堤灯台から真方位262° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 38.5′ 東経134° 56.7′)
事故の概要	プレジャーボート 55Marine-serviceは、回頭中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 55Marine-service、5トン未満（長さ2.88m） 250-60417兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	不明（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約26.5℃ 明石市には、7月30日09時44分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、林崎漁港南西方沖に向け、同港から北西方約1,600mの海岸を出発した。</p> <p>本船は、林崎漁港南西方沖に到着し、船首を南南東方に向けて漂泊中、船長及び同乗者が釣りを始めたところ、船首方から波の打ち込みを受けて船首部区画が浸水して同区画が水で満たされた状態となり、危険を感じた船長が、帰航することとし、船外機を始動して発航地に向け回頭中、右舷船尾方から船尾が持ち上げられるように左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、それぞれクーラーボックスにつかまり、同乗者が携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者は、来援した海上保安庁の巡視艇に救助されたが、本船は沈没し、行方不明となった。</p> <p>船長は、出発前にインターネットで天気情報を入手していたが、明石市に強風及び波浪注意報が発表されていたことを知らなかった。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証を本事故の約1か月前に取得して同時期に本船を所有し、本船の操縦経験が浅く、本船の堪航性を十分に理解していなかった。</p>

	<p>本船は、船体規格が3人乗りのFRP製ミニボートタイプで、出力3.70kWの船外機を備え、船首部の乾舷が約30cmであった。</p> <p>船長及び同乗者は、ウエストベルト型及びジャケット一体型救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、強風及び波浪注意報が発表され、乾舷を超える波高がある状況下、船長が、本船の堪航性に対して不十分な理解の状態で出発したことから、漂流した直後に波の打ち込みを受け、転覆したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、強風及び波浪注意報が発表され、乾舷を超える波高がある状況下、船長が、本船の堪航性に対して不十分な理解の状態で出発したため、漂流した直後に波の打ち込みを受け、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、自船の堪航性等の性能を十分に理解してから航行すること。</li> <li>・ 船長は、発航前に気象及び海象状況並びに予報を入手し、発航の可否について適切に判断すること。</li> <li>・ 船長は、船体規格がFRP製のミニボートの場合、乾舷より波高が高い場合は、出港しないこと。</li> </ul>